



世田谷区 保存樹木制度のご案内

日頃より、保存樹木及び樹林地の維持管理をいただきましてありがとうございます。

世田谷区には、国分寺崖線や河川、湧水、農地や屋敷林等、長い年月をかけて育まれてきたみどりに恵まれた住環境があります。皆様が大切に育てられてきた樹木や樹林地を地域にとって大事なみどりとして、次の世代に残していくための取り組みの一つが「保存樹木制度」です。この度、保存樹木等の所有者の皆様に向けて、制度の詳細や維持管理に関する情報をまとめましたので、健全な樹木を維持するため、ぜひご活用ください。

●保存樹木制度の意義

現在、保存樹木 約1600本、保存樹林地 約30ヘクタールが指定されています（令和8年4月時点）。

保存樹木制度は昭和52年に保存樹木 約300本、保存樹林地 約12ヘクタールの指定から始まりました。統計調査を紐解くと、昭和52年には約77万人だった人口が、令和8年には約93万人に増加、それと共に宅地が拡大、反対に農地やまとまった樹林地が減少し、街並みは大きく様変わりしてきました。都市化が進む時代背景の中で、保存樹木のような大きな樹木を維持してこられたのは、所有者の方による日常管理の大変な努力に加え、近隣の方によるご理解・ご協力の賜物です。また、みどりには緑陰を作る、多様な生物の生存基盤となる、といった環境改善機能のほか、災害時の延焼防止等の防災機能、癒しや健康増進機能、街の印象を向上させる機能等、多様な働きがあります。区民意識調査では、これからも区に住みたいと思う方に理由を聞いたところ、「自然や街並み等生活環境が良いから」が近年、上位の回答となっており、街の中のみどりの重要性が伺えます。



名木百選にも選定されているケヤキ

保存樹木の中には、区の名木百選に選ばれる等、長年地域の方々に親しまれている樹木も多くあります。地域の大切なみどりを次世代へ継承していくため、これからも保存樹木制度にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

●保存樹木所有者の皆様へのお願い

樹木は所有者の財産です。日頃より適切な維持管理をお願いします。

1. 指定された樹木や樹林地を将来にわたって残すよう努めてください。
2. 樹木を良好な状態に保つよう、適宜、剪定等の手入れをお願いします。

※隣地や道路への枝の越境や落ち葉等について、近年トラブルが増えています。

日照や落ち葉、枝葉の越境など、近所や通行人にご配慮ください。

●保存樹木所有者の方へ 区が支援できること

1. 手入れのお手伝いとして造園業者を派遣します。

- ① 郵送はがきによるアンケートを実施し、希望により軽易な剪定を行う
 - ・ 剪定は3年に一回程度を原則として、枯れ枝・支障となる枝・不用な枝の除去を行う
 - ・ 郵送はがきによるアンケートは毎年実施していますので、必ずご回答をお願いします
- ② 強風や雪害による枝折れ除去等、事故を防ぐための緊急の手入れ
- ③ 病気や腐食が発生したときの助言等
- ④ 手入れに関する相談や弱ってきた樹木の診断（必要に応じて樹木医を派遣）

※ これらのお手伝いは、区の予算の範囲内で行います。必要な剪定の範囲が予算を超える場合には、一部費用の負担などについてご相談をさせていただく場合がございます。

※ 剪定等の作業時に、必要に応じて敷地内に大型の作業車両を搬入する場合があります。



2. 賠償責任保険へ加入します。

区では、指定樹木・樹林地を対象とし、被保険者を指定保存樹木等所有者とした、損害賠償保険に加入します。万一、枝折れや倒木等で事故が発生し、第三者に対人・対物の被害があった場合に適用されます。事故が発生した場合は、至急ご連絡いただくと共に、安全面に気を付けながら事故後の写真を残しておいてください。

※自然災害（地震、台風等）の場合は、保険適用外となります。また、所有者（家族を含む）ご自身への被害や所有者家屋等への被害も保険の適用外となります。

3. 標識板を設置します。

保存樹木等に指定した際に区で設置した標識板が外れる、表示内容が読みにくい等ございましたら、各地域の公園管理事務所までご連絡ください。



4. 落ち葉を収集します。

落ち葉は、一般の家庭ごみと同じように可燃ごみとしてお出してください。一回あたり45リットルの袋で3袋までであれば無料で収集しております。ただし、落ち葉の多い時期等で、一度に大量に出される場合は、みどり政策課にご相談ください。（その場合は落葉以外のもの（ごみ・枝等）が混ざらないように袋詰めしてください）

ごみの出し方は、世田谷区のホームページ [（https://www.city.setagaya.lg.jp）](https://www.city.setagaya.lg.jp) のトップページにある「検索メニュー」にページID【387】を入力し検索してください
→  387 検索

●保存樹木所有者の方へ 区が支援できないこと

1. 樹木を伐採する場合（ただし、倒木等に対する緊急的な対応を行う場合があります）
2. 樹木を強く剪定する場合（幹や太い枝の切りつめ等、木の姿を損なうような手入れ）
3. 幹や根の生育に伴う家屋、塀、排水管等の修繕
4. 落ち葉の清掃（落ち葉の詰まった雨樋等の清掃を含む）

●区への届出が必要なこと

次のような場合、区への届出が必要になります。

手続きに時間を要することもありますので、お早目に事前のご連絡・ご相談をお願いします。

※剪定など通常の手入れをする場合は、区への届出は必要ありません。

1. 保存樹木等の所有者が変更になった場合、「変更届」の提出が必要です。
2. 保存樹木等が枯れてしまったとき、またはやむを得ず伐採をする場合は「指定解除」の手続きが必要です。
3. 保存樹林地において、建築物その他の工作物の新築や増改築をするとき、及び木竹の伐採をするときは、みどり政策課までご連絡ください。
4. 家の増改築や新築等により、樹木を移植する場合は「樹木移植助成制度」をご検討ください。

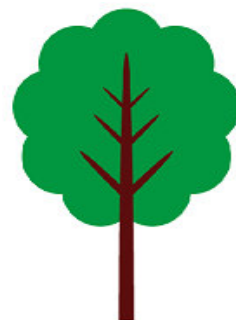
※助成については、工事発注前に申請が必要になります。

詳しくは世田谷区のホームページ [（https://www.city.setagaya.lg.jp/）](https://www.city.setagaya.lg.jp/) のトップページにある「検索メニュー」にページID【4707】を入力して検索していただくと「樹木移植助成制度」のページをご覧ください→  4707 検索

●樹木の健康チェックポイント

樹木の健康状態がチェックできる、簡単なポイントをご紹介します。
良好な維持管理の参考にしてください。

- ☐ 枝や幹、根株周辺にキノコ等の菌類が発生していないか
- ☐ 枯れ枝や、折れ枝がないか
- ☐ 幹の剥がれや空洞はないか
- ☐ 害虫等が発生していないか



また、自然災害に備えて、下記をご確認ください。

- ☐ 木を支えている支柱が腐っていないか
- ☐ 家屋や電線に触れている枝がないか
- ☐ 植栽されている場所が擁壁の上や、ブロック塀近くの場合、擁壁やブロック塀にひび割れ等がないか

擁壁やブロック塀の安全点検チェックポイントは、区のホームページに掲載しています。

世田谷区のホームページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/>)は「検索メニュー」にページIDを入力して検索してください。

・我が家の擁壁チェックシート→  6 3 6 検索

・ブロック塀の点検のチェックポイント→  3 8 6 2 検索

上記に該当するもの、またはご心配なことがございましたら早めの対応をお願いします。

●対応先とご相談先の例

1. 木が電線に触れている場合は東京電力またはNTT東日本等に現地確認していただくことをお勧めします。

・東京電力 TEL 0120-995-007 (フリーダイヤル)
03-6375-9803 (有料)

・NTT東日本 TEL 0120-444-113 (フリーダイヤル)

不安全設備WEB受付 (https://www.ntt-east.co.jp/info/detail/180905_01.html)

2. 枝の剪定や支柱の取り換え及び、樹木診断に関するご相談について

《参考》

(一社) 世田谷造園協力会※ TEL 03-5384-5410

FAX 03-3307-0774

※世田谷区内にある造園会社の任意団体

加入しているお近くの会社の紹介を受けることができます。お電話の際、「近くの造園会社を紹介してほしい」とお伝えいただくとスムーズです。ご納得されてから依頼されるようお勧めします。

3. 保存樹木にできたカラスやハチの巣のご相談について

巣の撤去には要件がありますのでご相談ください。

・カラスの巣

世田谷区 環境政策部 環境保全課

TEL 03-6432-7137

FAX 03-6432-7981

・ハチの巣

世田谷区 世田谷保健所 生活保健課生活環境衛生

TEL 03-5432-2903

FAX 03-5432-3054

カラスの対策やハチの種類と生態については、区のホームページに掲載しています。

世田谷区のホームページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/>)のトップページにある

「検索メニュー」にページIDを入力して検索してください。

・カラス対策→  731 検索

・ハチの種類と生態について→  740 検索

その他のお問い合わせ・ご相談の連絡先

◎保存樹木等の制度や指定および解除に関すること

落ち葉の収集に関すること

みどり政策課 03-6432-7904

(〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1)

◎保存樹木等の支援に関すること

公園緑地課

世田谷公園管理事務所 03-3412-7841

北沢公園管理事務所 03-5431-1822

玉川公園管理事務所 03-3704-4972

砧公園管理事務所 03-3417-9575

烏山公園管理事務所 03-3308-0731

世田谷区のホームページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/>)のトップページにある「検索メニュー」にページID【4703】を入力して検索していただく「保存樹木」のページをご覧ください
だけです→  4703 検索

保存樹木

観察ノート



木の様子や手入れについて記録しましょう

- ☐ 枝や幹、根株周辺にキノコ等の菌類が発生していないか
- ☐ 枯れ枝や、折れ枝がないか
- ☐ 幹の剥がれや空洞はないか
- ☐ 害虫等が発生していないか
- ☐ 木を支えている支柱が腐っていないか
- ☐ 家屋や電線に触れている枝がないか

年	月	樹木番号	樹木の種類	木の様子・気づいたこと	備考 (対処したことなど)